

広島県告示第二百七十五号

平成十六年広島県告示第千三百七十八号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこと
ができる手続等）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表を次のように改める。

条 例 等	条 項
広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）	第六条第一項
広島県看護師等修学資金貸付規則（昭和二十七年広島県規則第八十四号）	第十五条第二項
広島県証紙規則（昭和二十九年広島県規則第二十号）	第十一条第二項
広島県契約規則（昭和二十九年広島県規則第三十二号）	第二十条第二項（入札の公告で明示するものに限る。）
広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年広島県規則第六十一号）	第十七条
広島県立文書館管理規則（昭和六十三年広島県規則第六十号）	第十三条
広島県広島西飛行場条例施行規則（平成五年広島県規則第七十八号）	第九条第一項及び第十条第一項
広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年広島県規則第六十九号）	第六十八条及び第六十九条
広島県助産師修学資金貸付規則（平成二十一年広島県規則第二十六号）	第十六条第二項